

平成26年5月26日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

亡くなった人は連帯保証人になっていませんか？
－相続は、負債も引継ぎます－

[1] 相続は、プラスとマイナス 全てのものを引継ぎます。

相続すると、亡くなった人が持っていた不動産、預貯金、生活動産等の**プラス財産**と同時に、金融機関や知り合いからの借入金、未納の税金等の**マイナスの物も引継ぐこと**になります。亡くなった人が第三者の**連帯保証人**になっている場合には、**その地位も引継ぐ必要があります**。連帯保証の契約書は、手元に残っていることが少なく、気づかずに相続の手続きを済ませてしまうケースがあります。数年後になって金融業者から連絡があり、連帯保証人の地位を承継していたことが判明し、自分は面識が無い他人の債務を返済するという事態が起こり得るのです。親子であれば、元気なうちに連帯保証の有無を確認しておきましょう。疎遠になっていた親戚が亡くなり、**想定外の相続話**が舞い込んだ時は、**特に注意**しましょう。

[2] 「相続放棄」という方法

遺産の内容を確認してみたら、わずかな預貯金と多額の借金だった という場合があります。このような状況で全てを引継いでしまったら、相続後の人生は狂ってしまいます。自分が相続人になった事を知った日から**3ヶ月以内**であれば、**相続放棄**するという選択肢があります。手続きは、相続人が家庭裁判所へ申し立てをし、裁判所は審理し受理します。

相続放棄をすると、その人は初めから**相続人にあたらないもの**とみなされます。したがって、多額の借金も連帯保証人の地位も引継がないため、返済義務は発生しません。と同時に、**プラス財産も一切引継ぐことができなくなります**ので、遺産に自宅が含まれている場合は御留意ください。

[3] 自分が亡くなった人の連帯保証人になっているケース

亡くなった人が借金をしていて、相続人となる自分が連帯保証をしている場合があります。相続放棄をすれば、借金の契約者としての地位を引継ぐ必要はなくなります。しかし、この場合の連帯保証人は引継ぐものではなく、もともと自分が連帯債務者なので、返済義務だけが残ります。